

# 「チャンスを分かち、未来を拓こう」



## 6月23日(木)から29日(水)は男女共同参画週間です

問い合わせ／人権推進課 ☎581・2121内線411へ。

国では、『男女共同参画社会基本法』の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、『男女共同参画社会基本法』の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「チャンスを分かち、未来を拓こう」です。ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進を重点とし、各種行事等が全国各地で展開されます。

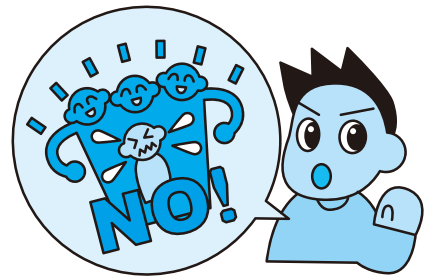


町では、役場庁舎前に「男女共同参画推進プラン2010」の基本理念等を表示した啓発塔を設置し、来庁する方などへPRしています。

町では、平成21年度に「ひろげよう男女の和 地域の話 寄居の輪」を基本理念に、新たに「男女共同参画推進プラン2010」を策定し、昨年4月から計画的に事業の推進に努めています。その一環として、6月10日から17日まで、役場1階ロビーで男女共同参画パネル展示を実施します。『女性を変えた「モノ」たち』では、洗濯機・冷蔵庫など女性の生き方を変えた「モノ」について



専用相談電話「子どもの人権110番」を設けし取り組んでいます。6月27日(月)から7月3日(日)まで『全国一斉「子どもの人権110番」強化週間』と定め、通常の相談時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちからの相談を受け付けます。

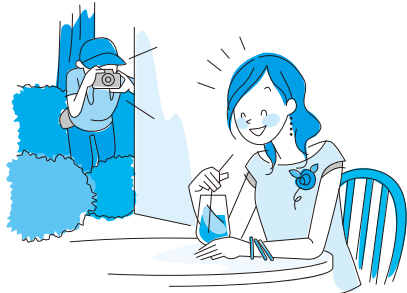


さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、「いじめ」問題を始めとする子どもの人権問題について、子どもが安心して気軽に相談できるように、

### 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間!

てご紹介します。また『統計に見る「仕事」と「生活」のいま』では、埼玉県や全国の統計データから、男女共同参画に関連した内容をご紹介します。特徴などをグラフでわかりやすく紹介しますので、ぜひお越しください。

女性に対する暴力(ドメスティック・パトーカー、セクシュアル・ハラスメント)や離婚に関する諸問題、職場での差別などを中心とする、女性の権利110番です。これらの問題に詳しい弁護士が無償で、適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。



### 全国一斉 女性の権利110番

※7月2日(土)、3日(日)は午前10時〜午後5時  
電話番号／0120・007・110(全国共通・無料)  
※IP電話からは接続できません  
相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員  
※秘密は厳守します。  
問い合わせ／さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507へ。

日時／6月23日(木)午前10時〜午後4時  
電話番号／☎048・839・5032  
お問い合わせ／人権推進課 ☎581・2121内線411へ。

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱しているもので、住民の皆さんから広く行政(役所)に対する意見や要望、苦情などをお聴きし、解決を促進するとともに、それらの意見をもとに行政運営の改善を進めるために活動しています。



石川さん



斎藤さん

皆さんの行政上の困りごとについて相談相手となる行政相談委員に、石川武美さん(木持)と斎藤ともえさん(上平・下小路)が、平成23年4月1日付けで総務大臣から委嘱されました。

### 行政相談委員が委嘱されました!

お問い合わせ／埼玉県民生活部男女共同参画課 ☎048・830・2925へ。

### たとえば、家庭では…

女性だけではなく、家族みんなで家事を担います。家族の一員として、ひとりの人間として尊重されています。育児、介護には男性も積極的に関わり、社会全体で支えています。

### たとえば、地域では…

一人ひとりが自分の意志を表明し、自分の住む地域や社会の活動に積極的に参加していきます。

## 男女共同参画社会とは…

性別という垣根を越えて、私たち一人ひとりがあらゆる分野にただ参加するだけではなく、自分から積極的に加わり、ともに行動することができる社会、そして、その人らしく生きていくことができる社会のことです。

### たとえば、学校では…

「男の子だから」、「女の子だから」という考え方にとらわれず、一人ひとりの個性が尊重され、可能性を広げていきます。

### たとえば、職場では…

働きたいという希望を持つ人がその能力を発揮しています。経済的に自立し、仕事と個人の生活を両立しています。